

岡山県生成 AI 利活用ガイドライン

R5(2023)年8月8日

総務部デジタル推進課

チャットGPT等の生成 AI の技術については、専門的な知識を必要とせずにAIを活用し、幅広い活用が期待できる技術である。こうした技術を業務において活用できれば、職員の働き方改革や県民サービスの向上につながる可能性がある。

しかしながら、入力するデータの内容や、出力される生成物の利用方法によっては、個人情報保護や情報漏洩、著作権侵害の問題が発生するおそれがあることから、この度、生成 AI を業務利用する際の留意事項等を中心に利活用ガイドラインを作成したので、内容を十分に理解した上で、適正に活用すること。

また、生成 AI の利用にあたり、疑義が生じた場合には、デジタル推進課や関係機関に確認するなどし、適正な利用が図られるよう努めること。

なお、当該ガイドラインは、ChatGPT 等の生成 AI の利用規約の改定や、国や社会の動向等を踏まえ、見直しを行う場合がある。

記

1 対象とする生成 AI

本ガイドラインは、OpenAI 社の ChatGPT、ChatGPT の API 連携アプリ等を用いて検証したものであり、これらを対象とするものである。また、他の生成AIを使用した場合にも、これに準じた取扱とすること。

2 用途

生成 AI の業務利用にあたって想定される主な用途は次のとおりである。

- ・文章の原案作成(あいさつ文、メール文、説明文、県民からの問い合わせへの回答等)
- ・文章の要約、翻訳、書換え、校正等
- ・文章の整理・取りまとめ
- ・アイデア出し、ブレインストーミング
- ・データ分析・解析
- ・マクロ等の作成・修正、プログラミング補助
- ・その他、業務の効率化や行政サービスの向上に資する業務の用途

3 利用の際の留意事項

(1) 生成 AI の利用報告

① 生成 AI の利用にあたっては、事前にデジタル推進課に報告を行うこと

- ・職場端末から生成 AI を利用する職員は、初回利用の前に電子申請サービスによりデジタル推進課へ利用報告を行うこと。

② 利用目的を明確化するとともに、事前に上司の承諾を得ること

- ・生成 AI を利用する際は、目的を明確にし、事前に上司（所属長や所属長が指定する職員）に承諾を得ること。

(2) データ入力時の注意事項

個人情報、機密性の高い情報、非公開とされている情報は入力しないこと

- ・入力したデータが AI 学習に利用される場合があるため、個人情報は入力しないこと。
 - ・生成 AI に、機密性の高い情報を入力する行為は、生成 AI 提供者という「第三者」に情報を「開示」することになるため入力しないこと。（地方公務員法第 34 条の業務上知り得た秘密の漏洩となる場合もある。）
なお、特定の人物名や団体名が含まれる文書等を入力する場合は、マスキング処理（A 氏、B 団体等に置き換える）を行うこと。
 - ・入力したデータが AI 学習に利用される場合があるため、法令や契約等により非公開とされている情報は入力しないこと。
- ※入力内容を学習に反映しない設定ができる場合は、この機能を設定して利用すること。

(3) 生成物を利用する際の注意事項

① 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性がある

・大規模言語モデル AI は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくが、出力情報の内容には虚偽が含まれている可能性があるため、生成 AI のこのような限界を知り、その生成物の内容を盲信せず、必ず根拠や裏付けを確認すること。
※生成 AI に、出典や根拠の出力を指示することで確認作業の助けになる場合がある。

② 生成物の内容に不適切な表現が含まれている可能性がある

・生成 AI の生成物には、差別につながる場合や、倫理に反する内容が含まれている場合があるため、こうした不適切な表現が含まれていないか厳重にチェックを行うこと。

③ 生成物を利用する行為が著作権を侵害する可能性がある

・生成 AI の生成物が、既存の著作物と同一又は類似している場合は、当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があるため、著作権侵害がないか厳重にチェックを行うこと。

④ 生成物について本県に著作権が発生しない可能性がある

・現在、国において議論されているが、生成 AI の生成物については本県に著作権が発生しないことがある。

⑤ 生成 AI の利用規約上の制限・制約がある

- ・生成 AI においては、サービスの利用規約で独自の制限を設けているため、各サービスの利用規約を確認の上、利用すること。
- ・例えば、ChatGPT など OpenAI 社のサービスを利用して生成物をそのまま公開する際には、AI を利用した生成物であることを明示することなどが定められている。
(例：【生成 AI 名】により作成)

4 その他の留意事項

① 所属長等の指導・監督

- ・所属長は、職員が生成 AI を適正に利用しているか指導・監督に努めること。
また、所属セキュリティ担当者は所属長を補佐すること。

② 問題発生時の対応

- ・生成 AI を利用し、問題（例えば、不適切な表現や誤った内容を含む生成物を公表した場合等）が発生した場合は、直ちに所属セキュリティ担当者及び所属長に報告し、必要な措置を検討・実施すること。

【参考資料】

- ・「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用について」
(令和5年5月8日付、総務省自治行政局デジタル基盤推進室通知)
- ・「『生成 AI の利用ガイドライン』(第1版,2023年5月公開版)」
(一般社団法人日本ディープラーニング協会作成)
- ・「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」
(令和5年6月2日付、個人情報保護委員会作成)
- ・「令和5年度著作権テキスト」(令和5年、文化庁著作権課作成)